

A: 研究費開発費等

臨床研究法、医薬品医療機器等法におけるGVP省令等の公的規制や各種指針のもとで実施される各種試験、報告、調査等及び企業が独自に行う調査等の費用が含まれる。

※臨床研究法に該当する費用はありません。

対象期間: 2022年10月1日～2023年9月30日

項目	金額(円)
特定臨床研究費	¥0
倫理指針に基づく研究費	¥0
臨床以外の研究費	¥4,000,000
臨床試験費(治験費)	¥0
製造販売後臨床試験費	¥0
不具合・感染症症例報告費	¥0
製造販売後調査費	¥0
その他研究開発関連費用	¥484,330

項目	提供先施設名(順不同)
臨床以外の研究費	国立大学法人東京大学 社会連携講座設置、共同研究